

公 告

令和 7 年度 内子町一般廃棄物処理実施計画について

内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成25年内子町条例第40号）第 5 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理実施計画を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

内子町長 小野植 正 久

令和 7 年度 内子町一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 5 条第 1 項の規定により策定する計画であり、循環型社会形成のための一般廃棄物の減量化・再資源化及び一般廃棄物の適正処理を目的とする。

2. 用語の定義

この計画における用語の定義は、法並びに内子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則の例による。

3. 処理計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 処理計画区域 内子町全域

5. 処理する一般廃棄物の種類

- （1）一般家庭から排出するごみ（生活系一般廃棄物）
- （2）事業活動に伴って生じるごみ（事業系一般廃棄物）
- （3）し尿（汲み取りし尿）及び浄化槽汚泥

6. 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物の処理主体は、表 1 に示すとおり

表 1 一般廃棄物の処理主体

廃棄物の種類		収集・運搬主体	中間処理主体	最終処分等主体
燃えるごみ		町（委託処理） または 排出者（直接搬入）	町（委託処理）	民間最終処分業者 再生資源業者
燃えないごみ				
びん類		町（委託処理） または 排出者（直接搬入）	町（委託処理）	指定法人
カン類		町（委託処理） または 排出者（直接搬入）	町（委託処理）	再生資源業者
ペットボトル		町（委託処理） または 排出者（直接搬入）	町（委託処理）	再生資源業者
白色トレイ				
布類				
紙類	新聞	町（委託収集） または 排出者（直接搬入）	町（委託処理）	再生資源業者
	雑誌			
	段ボール			
	飲料用紙パック			
生ごみ（一部地域）		町（委託収集）	町（委託処理）	協同組合
粗大ごみ		町（戸別収集） または 排出者（直接搬入）	町（委託処理）	民間最終処分業者 再生資源業者
し尿及び浄化槽汚泥		許可業者	事務組合	民間最終処分場

(2) 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

①ごみ収集・運搬許可業者は表2に示すとおり

表2 ごみ収集・運搬許可業者

事業所名	事業所住所	電話番号
岸化学油脂株式会社	東温市西岡甲 32 番地 2	089-955-8557
株式会社上田組	喜多郡内子町福岡甲 70 番地 1 ほかに	0893-44-4826
有限会社広栄	喜多郡内子町寺村 1806 番地	0892-52-3127
株式会社坂本組	大洲市菅田町菅田甲 2174 番地 3	0893-25-2773
寅八産業株式会社	大洲市新谷乙 1404 番地	0893-25-6188
有限会社南予環境美化センター	喜多郡内子町五百木 529 番地	0893-44-5150
有限会社クリーンセンター	大洲市菅田町菅田甲 3051 番地 1	0893-25-3329
株式会社鍛冶岡産業	大洲市喜多山甲 207 番地 2	0893-25-1256
内子町シルバー人材センター	喜多郡内子町内子 1515 番地	0893-44-3820

②し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬許可業者は表3に示すとおり

表3 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬許可業者

事業所名	事業所住所	電話番号
内山衛生社	内子町内子 4220	0893-59-2025
有限会社脇坂衛生	内子町五十崎乙 336-2	0893-43-1861
有限会社広栄	喜多郡内子町寺村 1806 番地	0892-52-3127

7. 一般廃棄物の排出及び分別の方法

(1) ごみの排出方法

ごみを排出するにあたっては、表4に示すとおり

表4 ごみの排出及び分別方法

分別の種類		具体例	排出方法		
			排出回数※4	出し方	収集運搬
燃えるごみ		おむつ、弁当がら、プラスチック容器など	週2回 (生ごみ収集区域と山間部一部地域は週1回)	指定袋※1に入れて、口を縛り排出する	排出者による直接搬入 又は 受託業者による収集運搬
燃えないごみ		金属類、ガラス・陶磁器類、乾電池など	月1回	指定袋※2に入れて、口を縛り排出する	
びん類		飲料用・食料用の空きびん、飲み菓の空きびん			
カン類		飲料用・食料用の空きカン			
ペットボトル		飲料用・食料用のものでPETマークのあるもの	月1回	指定袋※3に入れて、口を縛り排出する	
白色トレイ		魚や肉などのトレイ、白色の発泡スチロール			
布類		衣服(そのまま使える状態のもの)、未使用のタオルやシーツなど			
紙類	新聞	新聞紙、折込広告など	月1回	紐で十字に縛って排出する	
	雑誌	雑誌、厚紙、封筒など			
	段ボール	断面が波上になっているものに限る			
	飲料用紙パック	容量が 500ml 以上のものに限る※(内側が銀パックされているものを除く)			
生ごみ (一部地域)		調理くず、食べ残しなど	週2回	受託業者が収集前日に配置するバケツに入れる	受託業者による収集運搬
粗大ごみ		家具、家電など	戸別収集は年4回 役場本庁へ持ち込む場合は随時受付	戸別収集の場合は家の外へ出す	町で収集 又は排出者による直接搬入



※1

※2

※3

※4：収集日程については、地区別ごみカレンダー（別添1）を参照

（2）処理対象外となるもの

- ア 運搬・処理が困難な大きさ・重さの物：グランドピアノ、浴槽など
- イ 廃タイヤ（自転車、一輪車の廃タイヤを除く）
- ウ 有害・危険なもの：農薬類、バッテリー、火薬類など
- エ 事業活動で生じる産業廃棄物や医療廃棄物など

ア～エまでの廃棄物については、販売店等、適正に処理できるものに引き取りを依頼すること。

オ 使用済み自動車

自動車リサイクル法第2条第11項に定める引き取り業者に引き渡すこと。

カ 原動機付自転車・軽二輪・自動二輪等

指定取引場所、廃棄二輪車取扱店等、適正に処理できるものに引き取りを依頼すること。

キ 廃消火器

法第9条の9第1項の規定に基づく認定を受けたものに処理を委託すること。

ク 一時大量ごみ

引っ越し、大掃除等で一度に多量に発生するごみは、正しく分別を行い、町の指示に従って内子町クリーンセンターへ運搬すること。自ら運搬できない場合には、一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。

（3）し尿及び浄化槽汚泥

表3に掲載する許可業者が収集・運搬を行う。

8. 処分方法及び処理量の見込み

(1) 燃えるごみ

燃えるごみは町有施設で中間処理を行い、焼却灰は町が委託した事業者により埋立処理を行う。

業務名	事業者	所在地	見込み量
中間処理業務	内子町クリーンセンター	愛媛県喜多郡内子町五百木 297	3,200t
焼却灰最終処分	(株) 西田興産	愛媛県大洲市徳森 248	360t

(2) 燃えないごみ

町が委託した事業者によりを選別及び保管し、金属くずについては、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
金属くず、小型家電	金城産業 (株)	愛媛県松山市吉田町 349-1	126 t

(3) びん類

町が委託した事業者により、無色・茶色・その他の色に選別して保管し、容器包装リサイクル法に基づき契約を締結した指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
ガラスびん (無色)	公益財団法人 日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎ノ門 1-14-1	96 t
ガラスびん (茶色)			
ガラスびん (その他の色)			

(4) カン類

町が委託した事業者により、圧縮成形して保管し、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
カン類	金城産業 (株)	愛媛県松山市吉田町 349-1	26 t

(5) ペットボトル・白色トレイ

ペットボトルは、町が委託した事業者により、圧縮成形して保管し、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。白色トレイについては、町が委託した事業者により、溶解した後に成形して保管し、町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
ペットボトル・白色トレイ	株式会社カネシロ	愛媛県松山市空港通 5-7-2	29 t

(6) 布類・紙類

町が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

種類	事業者	所在地	見込み量
布類・紙類	(有) クリーンセンター	愛媛県大洲市徳森 2245-15	225 t

(7) 粗大ごみ

町が収集運搬・処理業務を委託した事業所により再資源化を図り、処理できないものについては、民間最終処分業者に処理を依頼する。

業務	事業者	所在地	見込み量
収集運搬及び中間処理	株式会社上田組	愛媛県喜多郡内子町平岡	110t
処理残渣の最終処分	西田興産	愛媛県大洲市徳森 248	6t

(8) し尿及び浄化槽汚泥

表 3 の許可業者が収集・運搬を行い、大洲・喜多衛生事務組合（清流園）が、中間処理を行う。

種類	事業者	所在地	見込み量
し尿・浄化槽汚泥	大洲・喜多衛生事務組合	愛媛県大洲市米津乙 1 番地の 2	3, 841kl

9. 一般廃棄物の排出抑制、資源化の計画

内子町一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という）で掲げる「一人当たりの排出量を令和 9 年度において 600g/人・1 日以下とする」という目標を達成するため、以下の取組を推進する。

- (1) 町は、一般廃棄物の減量及び再資源化の促進に関し、町民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 町は、ごみの排出抑制啓発・再資源化啓発等について、有効な方策を検討し、また、実践する。
- (3) 町は、レジ袋の削減を図るため、マイバッグ運動の推進と過剰包装の自粛を呼びかける。
- (4) 町は、食品ロスの削減をするため、家庭や給食における食べきり運動や食品関連事業者へ食べ残しを減らす取り組み、飲食店での食べきり・料理の持ち帰り運動等の指導をする。
- (5) 町民は、焼却施設の負荷を軽減するため、家庭等から排出される生ごみの減量に努める。
また、町は、家庭用生ごみ処理機購入費の一部を補助し、有機廃棄物の再利用を図る。
- (6) 町民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図るとともに、廃棄物の分別収集に協力する。
- (7) テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）により適正処理を行い、排出者自らが責任を持って事業者へ引渡し再資源化する。
- (8) 事業者は、事業活動に伴って発生するごみの削減とリサイクルに自ら積極的に取り組む。
また、物の製造、加工、販売等に際してその製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難な状況をまねかないようにするとともにその回収に努める。

内子町の ごみの出し方

ごみは、分別して、決められた日にお住まいの地区の決められた収集場所に出しましょう。通りすがりに地区外のごみが持ち込まれ、放置されて困っているといった相談が多くあります。収集場所は、利用する地域の方々によって管理されています。ルール違反は地域の迷惑となりますので、絶対にやめましょう。誰もが心地よく暮らすことができるよう、皆さまのご協力をお願いします。

内子町クリーンセンターへ 持ち込む場合

受付時間	8:30 ～ 12:00、13:00 ～ 16:30 ※ただし 12 月 30 日は 8:30 ～ 12:00 のみ（午後の受付は、ありません）
休業日	日曜日、5 月 5 日、8 月 15 日、年末年始（12 月 31 日～ 1 月 3 日）
持ち込み料金	100kg ごとに 300 円を加算（1 ～ 99kg：300 円、100 ～ 199kg：600 円、200 ～ 299kg：900 円、300 ～ 399kg：1200 円、400 ～ 499kg：1500 円） ※ 500kg 以上は、100kg ごとに 400 円を加算します。 ※ 町指定ごみ袋に入っている場合は、持ち込み料金はかかりません。
持ち込みできないもの	○ 特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン） ○ 大型の家庭用機器（ピアノ、浴槽など） ○ 処理困難な家具（スチール製の机・ロッカー類、あんま機・マッサージチェア、スプリングマットレスなど） ○ 液体・危険物（油類、農薬など）、自動車やバイクのタイヤ類、医療器具 ○ 畳、瓦・コンクリート類、発動機のついた機具、2 m を超える金属製の長尺物 ○ フロンの入った家庭用電気機器（「冷媒」の記載がある除湿器や空気清浄機など） ○ 産業廃棄物 … など
その他	※ 一度に大量の持ち込みは受付できない場合がありますので、事前にご相談ください。 ※ 町指定ごみ袋に入らないごみで、クリーンセンターへ持ち込むことができないものは、町の粗大ごみ収集にお申し込みください。 ※ 年末年始は受付が大変混雑します。できるだけ時期をずらしてお持ち込みください。

ごみに関する
お問い合わせ

クリーンセンターへの持ち込みについて
内子町クリーンセンター ☎ 0893(44)4574
その他、ごみの出し方全般について
内子町役場 環境政策室 ☎ 0893(44)6159
※受付時間は 平日 8:30 ～ 17:15 です。

内子町のごみの状況

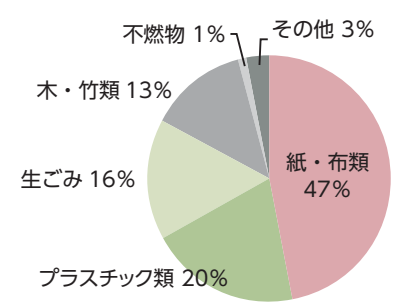
内子町内のごみの排出量は、人口減少などの影響により年々減ってきています。一方で、町民 1 人・1 日あたりのごみの排出量は近年は増加傾向にありましたが、2023 年度は 733g となり、やや減少しました。ごみの処理にかかった経費は年間約 3.5 億円で、指定ごみ袋の販売や資源ごみの売却による収入を差し引くと、町民 1 人あたり約 21,300 円となっています。

燃やせるごみのうち約半分は「紙・布類」で、その中には菓子箱やメモ用紙など分別すれば「古紙」としてリサイクルできるものも多く含まれています。ごみを出す時は、いま一度分別ができているか見直し、ごみの減量にご協力をお願いします。

内子町クリーンセンターのごみの受け入れ量

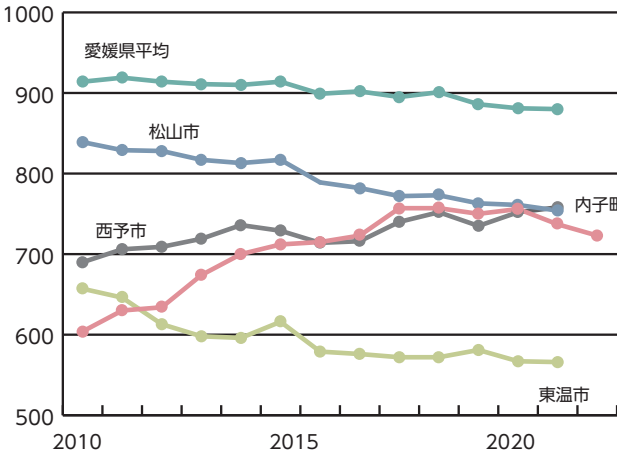
	2021 年	2022 年	2023 年
燃やせるごみ	3,495	3,335	3,252
燃えないごみ	261	232	236
資源ごみ	601	601	561
合計	4,357	4,168	4,049

燃やせるごみの内訳



1 人・1 日あたりのごみ排出量

	2021 年	2022 年	2023 年
内子町民	756	737	733
愛媛県内平均	881	880	—



内子町公式 LINE はじめました

ごみの分別や収集日を LINE でお知らせします。ぜひ登録して、ご活用ください！！

LINE 公式アカウント

友だち募集中

@uchikotown
うれしい情報をLINEでお届け！

ごみに関すること

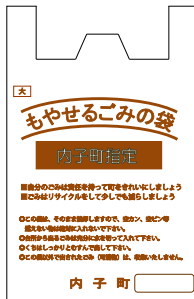
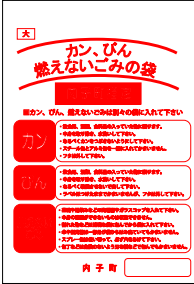
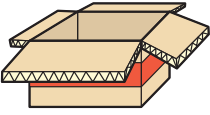
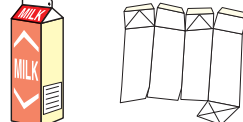
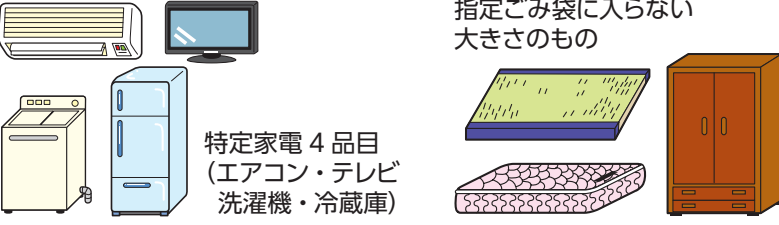
ごみ収集日のお知らせ

収集日の通知を受信する

設定方法

① リッチメニューの「ごみに関すること」をタップ② 「ごみ収集日のお知らせ」をタップ③ 「ごみの収集日の通知を受信する」をタップ④ アンケートに回答

内子町のごみの分別

分別の種類		例	注意事項	指定ごみ袋 など	
燃やせるごみ		弁当ガラ・プラスチック容器など 菓子袋・レトルトパック ティッシュペーパー カミソリ おむつ ラップ 貝殻	＊ おむつの汚物はトイレに流してから出してください ＊ 革製品についている金具はできるだけ取り外してください ＊ 剪定した草木などを収集場所に出す場合は、1回につき2袋までです		
燃えないごみ		食器ガラス・陶磁器類 乾電池 ライター 蛍光灯 小型家電 傘 ガス缶・スプレー缶 鍋・フライパン	＊ ライターや灯油缶などは、中身を空にして出してください ＊ ガス缶・スプレー缶は、中身を空にして穴を開けて出してください ＊ 小型家電などの電池は、必ず取り外してください。電池は透明の袋にまとめてから、ごみ袋に入れてください		
資源ごみ	カン ○アルミ缶 ○スチール缶 ※飲料用・食料用のものに限る	 缶詰の空き缶 (ペットフードの空き缶も可) 菓子などの空き缶	＊ 中を水洗いしてから出してください ＊ 缶は、つぶさずに出してください ＊ フタは外して「燃えないごみ」で出してください ＊ アルミ缶とスチール缶を分ける必要はありません ＊ 1辺が20cm以上の大きさの缶は「燃えないごみ」で出してください		
	びん ※飲料用・食料用のものに限る	 (飲み薬の空きびんも可)	＊ 中を水洗いしてから出してください ＊ フタは外して、素材により「燃やせるごみ」または「燃えないごみ」で出してください		
	ペットボトル ※飲料用・食料用のものに限る	 ←このマークがついているものに限ります。(マークがないものは「燃やせるごみ」で出してください)	＊ フタは外して「燃やせるごみ」で出してください ＊ ペットボトルは、つぶさずに出してください		
	白色トレイ ○白色トレイ ○白色発泡スチロール	 魚・肉などの白色トレイ 白色の発泡スチロール	＊ 色・柄のあるついたトレイや発泡スチロールは「燃やせるごみ」で出してください		
	布・古着 ※服としてそのままの状態です再利用できるもの		＊ 汚れ、穴あき、ゴムの伸びたものなどは再利用できません ＊ ボタンやファスナーなどは外さないでください		
	古紙	○新聞紙 ○折り込み広告			
		○雑紙類 ・雑誌、冊子 ・厚紙、封筒 など	 雑誌・書籍など 菓子などの空き箱 封筒 メモ紙など	＊ 個人情報記載されている部分は切り取って出してください ＊ 小さな紙は、封筒などに入れてその他の雑紙と一緒に縛って出してください	
		○ダンボール		＊ 断面が波状になっているものに限ります (断面が波上になっていない厚紙は「雑紙類」で出してください)	
○紙パック ※飲料用で、容量が500ml以上のもの			＊ 内側が銀パックされていないものに限ります ＊ 開いて、水洗いしてから出してください		
生ごみ ※生ごみ収集地域のみ			＊ よく水気を切ってから、生ごみステーションのバケツに、生ごみだけ入れてください (袋などに入れたままで出さないでください)		
粗大ごみ		 指定ごみ袋に入らない大きさのもの 特定家電4品目 (エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫)	＊ 粗大ごみの収集は、年4回 (6月・9月・12月・3月) 行います ＊ 事前申込みが必要です。広報うちこ (4月号) 掲載の申込用紙、または電話で、環境政策室へお申し込みください ＊ 1回につき、軽トラック1台に積載可能な量を上限とします。引っ越しや家じまいなどで大量に出る場合は、町では収集できません。処理事業者を案内しますので、ご相談ください		
町では収集・処理できないもの		 自動車などのタイヤ、消火器、液体・危険物 (油類・農薬など)、医療器具、産業廃棄物 など	＊ 販売店や専門の処理事業者などにご相談ください		

内子自治センター管内　ごみ収集日程表　〔令和7年1月～12月〕

■ 生ごみ

区分	対象地区	収集曜日	収集しない日
A	1～4区、5区（中町通り沿い） 12～20区 （注）	火曜日・金曜日	1月3日・8月15日
B	5区（中町通り沿い以外） 6～11区、21区	水曜日・土曜日	1月1日・12月31日

■ 燃えるごみ

区分	対象地区	収集曜日	収集しない日
A	1～4区、5区（中町通り沿い） 12～20区 （注）	月曜日	5月5日
B	5区（中町通り沿い以外） 6～11区、21区	木曜日	1月2日
C	22区	火曜日	

（注）20区の堀川医院の道路向かいの収集場所は、生ごみを「区分A」、燃えるごみを「区分B」の曜日出してください。

■ 資源ごみ、燃えないごみ

〔1～20区〕※1月3日、8月15日の収集が休みのため、1月は1週間ずらして、8月は8月16日（土曜日）に収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1金曜日	10 [※]	7	7	4	2	6	4	1	5	3	7	5
	空き缶	第2金曜日	17 [※]	14	14	11	9	13	11	8	12	10	14	12
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3金曜日	24 [※]	21	21	18	16	20	18	16 [※]	19	17	21	19
燃えないごみ		第4金曜日	31 [※]	28	28	25	23	27	25	22	26	24	28	26

〔21区〕※5月5日の収集が休みのため、5月10日（土曜日）に収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1月曜日	6	3	3	7	10 [※]	2	7	4	1	6	3	1
	空き缶	第2月曜日	13	10	10	14	12	9	14	11	8	13	10	8
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3月曜日	20	17	17	21	19	16	21	18	15	20	17	15
燃えないごみ		第4月曜日	27	24	24	28	26	23	28	25	22	27	24	22

〔22区〕※1月2日の収集が休みのため、1週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1木曜日	9 [※]	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
	空き缶	第2木曜日	16 [※]	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3木曜日	23 [※]	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
燃えないごみ		第4木曜日	30 [※]	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25

ごみの出し方

- ごみは、**午前7時30分まで**に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
- 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
- 「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
- ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりとしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は、持ち手の部分もしばってください。）**

災害時のお願い

- 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けてお知らせしますので、分別して搬入してください。分別の種類は、おおむね下記の11種類となります。

- ①木くず（木製家具など）
- ②畳・布団
- ③家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）
- ④小型家電
- ⑤瓦
- ⑥コンクリート
- ⑦金属類
- ⑧有害物（蛍光灯・電池など）
- ⑨危険物（ボンベ・消火器・灯油など）
- ⑩ガラス・陶磁器など
- ⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

●分別や収集に関すること
内子町役場 環境政策室
☎0893(44)6159

●直接持込みに関すること
内子町クリーンセンター
☎0893(44)4574

〔休業日〕

日曜日、5月5日、8月15日、
年末年始（12月31日～
1月3日）

〔受付時間〕

午前8時30分～12時00分
午後1時00分～4時30分

※12月30日は午前8時30分
～12時00分のみ受付

内子東自治センター管内　ごみ収集日程表　〔令和 7 年 1 月～ 12 月〕

■ 生ごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
松尾、田中、護国、岡、大岡	水曜日・土曜日	1月1日・12月31日

■ 燃えるごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
松尾（生ごみ収集区域） 田中、護国、岡、大岡	木曜日	1月2日
立川（立川中央国道 56 号沿い以外） 満穂（論田・河内・石畳）	火曜日	
長田	水曜日	1月1日・12月31日
富中、富長	火曜日・金曜日	1月3日・8月15日
松尾（生ごみ収集区域以外） 立川（立川中央国道 56 号沿い）、宿茂	水曜日・土曜日	1月1日・12月31日

お問い合わせ

●分別や収集に関すること
内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159

●直接持込に関すること
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574

〔休業日〕
日曜日、5月5日、8月15日、
年末年始（12月31日～
1月3日）

〔受付時間〕
午前8時30分～12時00分
午後1時00分～ 4時30分
※12月30日は、午前8時30分
～12時00分のみ
（午後は受付なし）

■ 資源ごみ、燃えないごみ

〔松尾（生ごみ収集区域）、田中、護国、岡、大岡、立川（立川中央国道 56 号沿い）、宿茂〕

※ 5 月 5 日の収集が休みのため、5 月 10 日（土曜日）に収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 月曜日	6	3	3	7	10※	2	7	4	1	6	3	1
	空き缶	第 2 月曜日	13	10	10	14	12	9	14	11	8	13	10	8
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 月曜日	20	17	17	21	19	16	21	18	15	20	17	15
燃えないごみ		第 4 月曜日	27	24	24	28	26	23	28	25	22	27	24	22

〔松尾（生ごみ収集区域以外）、立川（国道 56 号沿い以外）、満穂（論田・河内・石畳）、長田、富中、富長〕

※ 1 月 2 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 木曜日	9※	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
	空き缶	第 2 木曜日	16※	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 木曜日	23※	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
燃えないごみ		第 4 木曜日	30※	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25

ごみの出し方

- ごみは**午前7時 30 分まで**に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
- 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
- 「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
- ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりとしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は、持ち手の部分もしばってください。）**

災害時のお願い

- 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けてお知らせしますので、分別して搬入してください。分別の種類は、おおむね下記の 11 種類となります。

①木くず（木製家具など） ②畳・布団 ③家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン） ④小型家電
⑤瓦 ⑥コンクリート ⑦金属類 ⑧有害物（蛍光灯・電池など） ⑨危険物（ボンベ・消火器・灯油など）
⑩ガラス・陶磁器など ⑪紙・布・プラスチック類など

大瀬自治センター管内 ごみ収集日程表 [令和 7 年 1 月～12 月]

燃えるごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
大瀬自治会（本町 1 [高中を除く]・本町 2・本町 3・乙成） 和田自治会（北深・小貝谷を除く）、川登自治会（路木・川登・梅津）	火曜日・金曜日	1月3日・ 8月15日
大瀬自治会（本町 1 [高中]・中野・江子） 村前自治会、川登自治会（今岡）	木曜日	1月2日
大瀬自治会（大久保・鵜川）、程内自治会	金曜日	1月3日・ 8月15日
和田自治会（北深・小貝谷）	水曜日	1月1日・12月31日
池田自治会	土曜日	

資源ごみ、燃えないごみ

大瀬自治会（本町 1 [高中を除く]・本町 2・本町 3・乙成） ※ 5 月 5 日の収集が休みのため、5 月 10 日（土曜日）に収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 月曜日	6	3	3	7	10※	2	7	4	1	6	3	1
	空き缶	第 2 月曜日	13	10	10	14	12	9	14	11	8	13	10	8
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 月曜日	20	17	17	21	19	16	21	18	15	20	17	15
燃えないごみ		第 4 月曜日	27	24	24	28	26	23	28	25	22	27	24	22

大瀬自治会（本町 1 [高中]・中野・江子・大久保・鵜川）、和田自治会（北深を除く）、川登自治会、村前自治会、程内自治会
※ 1 月 2 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 木曜日	9※	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
	空き缶	第 2 木曜日	16※	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 木曜日	23※	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
燃えないごみ		第 4 木曜日	30※	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25

和田自治会（北深） ※ 1 月 1 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 水曜日	8※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
	空き缶	第 2 水曜日	15※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 水曜日	22※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第 4 水曜日	29※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

池田自治会

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 土曜日	4	1	1	5	3	7	5	2	6	4	1	6
	空き缶	第 2 土曜日	11	8	8	12	10	14	12	9	13	11	8	13
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 土曜日	18	15	15	19	17	21	19	16	20	18	15	20
燃えないごみ		第 4 土曜日	25	22	22	26	24	28	26	23	27	25	22	27

- いみのきほう
- 災害時
- ごみは**午前7時 30 分まで** に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
 - 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
 - 「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、収集日に指定の場所へ出してください。
 - ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりとしばって出してください。**
 - 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けますので、分別して搬入してください。分別の種類は、おおむね下記の 11 種類です。
.....
①木くず（木製家具など） ②畳・布団 ③家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）
④小型家電 ⑤瓦 ⑥コンクリート ⑦金属類 ⑧有害物（蛍光灯・電池など） ⑨危険物（ボンベ・消化器・灯油など） ⑩ガラス・陶磁器など ⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

- 分別や収集に関すること
内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159
- 直接持込に関すること
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574

[休業日] 日曜日、5 月 5 日、8 月 15 日、
年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
[受付時間] 8:30 ～ 12:00 / 13:00 ～ 16:30
※ 12 月 30 日は 8:30 ～ 12:00 のみ受付

五十崎自治センター管内　ごみ収集日程表　〔令和 7 年 1 月～ 12 月〕

燃えるごみ

対象地区	収集曜日	収集しない日
五十崎側 龍王自治会、新町自治会、中央自治会、神南自治会（神南以外）	月曜日・木曜日	1月2日・5月5日
天神側 平岡自治会、東沖自治会、西沖自治会、柿原自治会 重松自治会（駄場）、宿福自治会（福岡以外）、御祓自治会（御祓団地）	火曜日・金曜日	1月3日・8月15日
山間部 神南自治会（神南）、重松自治会（上重松・下重松・亀井・池窪） 宿福自治会（福岡）、御祓自治会（御祓団地以外）	月曜日	5月5日

〔注〕神南自治会（神南）は、燃えるごみを「山間部」、資源ごみ・燃えないごみを「五十崎側」の収集曜日に出してください。

資源ごみ・燃えないごみ

五十崎側〔龍王自治会・新町自治会・中央自治会・神南自治会〔注〕〕

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 火曜日	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
	空き缶	第 2 火曜日	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 火曜日	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
燃えないごみ		第 4 火曜日	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23

天神側・山間部〔平岡自治会・東沖自治会・西沖自治会・柿原自治会・重松自治会・宿福自治会・御祓自治会〕

※ 1 月 1 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第 1 水曜日	8※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
	空き缶	第 2 水曜日	15※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第 3 水曜日	22※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第 4 水曜日	29※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

ごみの出し方

- ごみは、午前7時 30 分まで に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
- 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。
- 「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。
- ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は持ち手の部分もしばってください。）

災害時のお願い

- 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けますので、分別して搬入してください。仮置き場の場所は、発災後に決定してお知らせします。分別の種類は、おおむね次の 11 種類です。
.....
①木くず　②畳・布団　③家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電
⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯・電池など）　⑨危険物（ボンベ・消火器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

- 分別や収集に関すること
内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159
- 直接持込に関すること
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574
[休業日]
日曜日、5 月 5 日、8 月 15 日、
年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
[受付時間]
8:30 ～ 12:00 / 13:00 ～ 16:30
※ 12 月 30 日は、8:30 ～ 12:00 のみ
（午後は受付なし）

小田自治センター管内　ごみ収集日程表　〔令和 7 年 1 月～ 12 月〕

燃えるごみ

対象自治会	収集曜日	収集しない日
上川、中川、本川、平野、小田	月曜日・木曜日	1月2日・5月5日
寺村、立石、南山、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵	火曜日・金曜日	1月3日・8月15日

資源ごみ、燃えないごみ

〔上川、中川、本川〕

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1火曜日	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
	空き缶	第2火曜日	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3火曜日	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
燃えないごみ		第4火曜日	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23

〔平野、小田、南山〕

※ 1 月 1 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1水曜日	8※	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
	空き缶	第2水曜日	15※	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3水曜日	22※	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
燃えないごみ		第4水曜日	29※	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24

〔寺村、立石、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵〕

※ 1 月 2 日の収集が休みのため、1 月は 1 週間ずらして収集します。

ごみの種類		収集曜日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
資源ごみ	古紙	第1木曜日	9※	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
	空き缶	第2木曜日	16※	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
	空きびん、ペットボトル 白色トレイ、布・古着	第3木曜日	23※	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
燃えないごみ		第4木曜日	30※	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25

ごみの出し方

- ごみは、**午前 8 時 00 分まで** に収集場所に出してください。（収集時間は、ごみの量や天候、道路事情などによって大きく変わる場合があります。）
- 「燃えないごみ」「空き缶」「空きびん」は、分別して、それぞれ別に「缶・びん・燃えないごみ専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。
- 「ペットボトル」「白色トレイ」「布・古着」は、分別して、それぞれ別に「ペットボトル、白色トレイ、布・古着専用袋」に入れ、袋の口を結んで、収集日に指定の場所へ出してください。
- ごみ袋は、中身が出ないように口をしっかりとしばって出してください。（「燃やせるごみの袋」は、持ち手の部分もしばってください。）**

災害時のお願い

- 大規模災害が発生した場合は、ごみの仮置き場を設けますので、分別して搬入してください。仮置き場の場所は、発災後に決定してお知らせします。分別の種類は、おおむね下記の 11 種類です。
.....
- ①木くず　②畳・布団　③家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）　④小型家電
- ⑤瓦　⑥コンクリート　⑦金属類　⑧有害物（蛍光灯・電池など）　⑨危険物（ボンベ・消化器・灯油など）　⑩ガラス・陶磁器など　⑪紙・布・プラスチック類など

お問い合わせ

- 分別や収集に関すること**
内子町役場 環境政策室
☎ 0893(44)6159

- 直接持込に関すること**
内子町クリーンセンター
☎ 0893(44)4574

〔休業日〕
日曜日、5月5日、8月15日、
年末年始（12月31日～1月3日）

〔受付時間〕
8:30～12:00 / 13:00～16:30
※ 12月30日は、8:30～12:00 のみ
（午後は受付なし）